

1 職種別設定賃金の適用対象労働者のイメージ

例1

〇〇製造業の技能職で経験年数〇年以上の者  
ただし、以下の業務に従事する者については適用除外とする。  
・〇〇の業務、〇〇の業務、〇〇の業務…

例2

〇〇製造業の技能職で年齢〇歳以上の者  
ただし、以下の業務に従事する者については適用除外とする。  
・〇〇の業務、〇〇の業務、〇〇の業務…

例3

〇〇製造業の〇〇の製造及びこれに準ずる業務に従事する者  
ただし、以下の業務に従事する者については適用除外とする。  
・〇〇の業務、〇〇の業務、〇〇の業務…

例4

〇〇製造業の技能職で〇〇の業務(注)に従事する者  
((注)「〇〇の業務」とは、一定程度以上の技能が必要な具体的な業務をさす。)

例5

〇〇製造業の技能職で〇〇の資格に相当する職

例6

(〇〇産業の)〇〇職(注)  
((注)「〇〇職」とは、基幹的な職種と考えられる具体的な職名)

例7

(〇〇産業の)〇〇の資格を必要とする業務に従事する者

## 2 現在の産業別最低賃金の協約の例

### 企業内最低賃金協定

〇〇株式会社と〇〇労働組合は、企業内最低賃金に関し、下記のとおり協定し、この金額を下回って雇用しないことを保証するが、18歳未満の者については適用除外とする。

1 協定の適用範囲  
当社に雇用されている組合員

2 18歳最低賃金額  
〇〇円

ただし、上記金額には家族手当、通勤手当、精皆勤手当は含まない。

### 企業内最低賃金協定

〇〇株式会社と〇〇労働組合は、従業員の最低賃金に関し、下記のとおり協定する。

#### 1 協定の適用範囲

当社に雇用されている全労働者  
ただし、以下の者は除く。

- ①18歳未満又は65歳以上の者
- ②雇入れ後6ヵ月未満の者であって、技能習得中の者
- ③清掃又は片付け、その他軽易な業務に主として従事する者

#### 2 年齢別最低賃金

18歳	20歳	25歳	30歳	...
〇〇円	〇〇円	〇〇円	〇〇円	...

ただし、上記金額には家族手当、通勤手当、精皆勤手当は含まない。

- ・ 現行の産業別最低賃金の水準は、個々の企業内最低賃金協定で定めている額よりも低い。
- ・ 現行の産業別最低賃金の適用対象労働者は、基幹的労働者(①18歳未満又は65歳以上の者、②雇入れ後6ヵ月未満の者であって、技能習得中の者、③清掃又は片付けその他軽易な業務に主として従事する者を除いたもの)

### 最低賃金に関する確認書

〇〇株式会社と〇〇労働組合は、組合員の最低賃金について、「賃金に関する協定書」に基づき、下記のとおり確認する。

最低賃金は次のとおりとする。

〇〇円

ただし、以下の者については適用除外とする。

- ①18歳未満の者
- ②〇〇の製造及びこれに準ずる職務以外に従事する者

上記金額には、家族手当、通勤手当、精皆勤手当は含まない。

### 3 職種別設定賃金の申出にはどのような協約を用いるか

#### 例1

##### 企業内最低賃金協定

〇〇株式会社と〇〇労働組合は、従業員の最低賃金に関し、この金額を下回って雇用しないことを保証するが、18歳未満の者については適用除外とする。

- 1 協定の適用範囲  
当社に雇用されている組合員  
(注: 組合員には、経験年数〇年以上の技能職を含む)
- 2 18歳最低賃金額  
〇〇円

ただし、上記金額には家族手当、通勤手当、精皆勤手当は含まない。

#### 例2

##### 企業内最低賃金協定

〇〇株式会社と〇〇労働組合は、従業員の最低賃金に関し、この金額を下回って雇用しないことを保証するが、18歳未満の者については適用除外とする。

- 1 協定の適用範囲  
当社に雇用されている組合員
- 2 18歳最低賃金額  
〇〇円

(注: 技能職で経験年数〇年の者については〇〇円)

ただし、上記金額には家族手当、通勤手当、精皆勤手当は含まない。

例3

企業内最低賃金協定

〇〇株式会社と〇〇労働組合は、従業員の最低賃金に関し、下記のとおり協定する。

1 協定の適用範囲

当社に雇用されている技能職  
（「技能職」とは……。）（注）

2 年齢別最低賃金

18歳	20歳	25歳	30歳	...
〇〇円	〇〇円	〇〇円	〇〇円	...

ただし、上記金額には家族手当、通勤手当、精皆勤手当は含まない。

注) 技能職については、具体例を示さないケースと示すケースが考えられる。後者については個別具体例を列記する方法と中賃で策定する産業ごとのモデル例による方法が考えられる。

例4

企業内最低賃金協定

〇〇株式会社と〇〇労働組合は、従業員の最低賃金に関し、下記のとおり協定する。

1 協定の適用範囲

当社に雇用されている技能職（で18歳以上65歳未満の者）  
（「技能職」とは……。）（注）

2 経験年数別最低賃金

0年	2年	7年	12年	...
〇〇円	〇〇円	〇〇円	〇〇円	...

ただし、上記金額には家族手当、通勤手当、精皆勤手当は含まない。

注) 技能職については、具体例を示さないケースと示すケースが考えられる。後者については個別具体例を列記する方法と中賃で策定する産業ごとのモデル例による方法が考えられる。

### 例5

#### 最低賃金に関する確認書

〇〇株式会社と〇〇労働組合は、組合員の最低賃金について、「賃金に関する協定書」に基づき、下記のとおり確認する。

最低賃金は次のとおりとする。

〇〇円

ただし、以下の者については適用除外とする。

- ①18歳未満の者
- ②〇〇の製造及びこれに準ずる職務以外に従事する者

上記金額には、家族手当、通勤手当、精皆勤手当は含まない。

### 例6

#### 企業内最低賃金協定

〇〇株式会社と〇〇労働組合は、組合員の最低賃金に関し、下記のとおり協定する。

- 1 協定の適用範囲  
当社に雇用されている〇〇職(注)
- 2 最低賃金額  
〇〇円

ただし、上記金額には家族手当、通勤手当、精皆勤手当は含まない。

注)「〇〇職」とは、基幹的な職種と考えられる具体的な職名

例 7

企業内最低賃金協定

〇〇株式会社と〇〇労働組合は、組合員の最低賃金に関し、下記のとおり協定する。

1 協定の適用範囲

当社に雇用されている技能職で、〇〇の業務に従事する者(注)

2 最低賃金額

〇〇円

ただし、上記金額には家族手当、通勤手当、精皆勤手当は含まない。

例 8

企業内最低賃金協定

〇〇株式会社と〇〇労働組合は、組合員の最低賃金に関し、下記のとおり協定する。

1 協定の適用範囲

当社に雇用されている技能職で経験〇年以上の者

2 最低賃金額

〇〇円

ただし、上記金額には家族手当、通勤手当、精皆勤手当は含まない。

注)「〇〇の業務」とは、一定程度以上の技能が必要な具体的な業務

例9

賃金に関する協定書

〇〇株式会社と〇〇労働組合は、従業員の賃金に関し、下記のとおり協定する。

1 協定の適用範囲

当社に雇用されている正社員

2 賃金

	技能職	事務・技術職
1級	〇〇円～〇〇円	〇〇円～〇〇円
2級	〇〇円～〇〇円	〇〇円～〇〇円
3級	〇〇円～〇〇円	〇〇円～〇〇円
4級	〇〇円～〇〇円	〇〇円～〇〇円

※ 協定は最低賃金に関するものではないが、基幹的な職種についての賃金の下限を示すものと解釈することができる。

例10

現行の企業内最低賃金協定の別紙として、適用労働者について労使で確認する。

覚 書(又は確認書等)

〇〇株式会社と〇〇労働組合は、企業内最低賃金協定の適用労働者について、下記のとおり確認する。

技能職 〇人  
 〇〇職 〇人  
 〇〇職 〇人